

令和8年1月20日

課名：建築都市部建築指導課
直通：092-643-3719
内線：4678
担当：西本、衣川

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者：
東京都台東区上野7-11-1
日本交通技術（株）

2 指名停止の期間：
令和8年1月20日～令和8年7月19日（6ヶ月間）

3 事実概要：
日本交通技術（株）は、名古屋市発注の特定跨線橋点検等業務の入札において、独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4 指名停止の理由：
「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第6号に該当することから、指名停止6ヶ月間とする。

【指名停止措置要綱 別表その2第6号】

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為)	
6 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から6ヶ月以上12ヶ月以内